

## 船舶事故調査報告書

平成27年1月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年9月18日 09時55分ごろ
発生場所	熊本県天草市軍ヶ浦漁港西側作業保管施設の岸壁 天草市所在の天草崎津港灯台から真方位285° 2,110m付近 （概位 北緯32° 18.7′ 東経130° 00.3′）
事故調査の経過	平成26年9月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 友栄丸、7.9トン KM2-4095（漁船登録番号）、個人所有 14.05m (Lr) × 3.53m × 1.27m、FRP ディーゼル機関、235.35kW、平成7年8月29日 第293-29978号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年10月15日 免許証交付日 平成24年9月7日 （平成29年12月23日まで有効） 甲板員A 男性 65歳
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aが乗り組み、軍ヶ浦漁港西側にある作業保管施設の岸壁に船首着けし、操舵室右舷外壁に設置された漁労用ドラム（以下「本件ドラム」という。）を使用してロープ（直径約35mm（中心に約10mmのワイヤロープ入り）、長さ約600m）の積み込み作業中、回転中の本件ドラムにロープが絡まった。 船長は、右舷船尾甲板で積み込んだロープをコイル状にしていたところ、本件ドラムにロープが絡まったことに気づき、本件ドラムに駆け寄ったところ、平成26年9月18日09時55分ごろ両足が本件ドラムとロープとの間に巻き込まれた。（写真1参照）



写真1 船長の作業位置

甲板員Aは、岸壁でロープの送出しをしており、本件ドラムにロープが絡まった際、本船に飛び移り、本件ドラムと共に回転している船長を見つけたので、左舷側から船尾甲板に回り込んで操舵室船尾側外壁の右舷に取り付けられた発停スイッチの停止ボタンを押した。

船長は、本件ドラムが止まったとき、頭を船首方に向け、出血した状態で倒れており、意識がなかった。

甲板員Aは、近くの知人に救急車の要請を依頼し、船長の足に巻き付いていたロープをグラインダで切断した。

船長は、救急車及びドクターヘリで病院に搬送されたが、死亡が確認され、多発骨折による失血死と検案された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

気象・海象

気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好

海象：海上 平穏

その他の事項

本船は、操舵室両舷外壁の船首寄りにそれぞれ漁労用ドラムが設置され、各舷の漁労用ドラムは船尾甲板両舷に設置されたそれぞれの漁労用ローラと連動して回転し、発停スイッチが操舵室両舷外壁及び操舵室船尾側外壁の両舷にそれぞれ取り付けられていた。(写真2参照)

	 <p>写真2 漁労用機器及び発停スイッチの位置（右舷側）</p> <p>ロープの積込み作業は、ふだん、岸壁上に置かれたロープを送り出す者、漁労用ローラの船首方で積み込んだロープを手繰ってコイル状にする者2人及び操舵室舷側外壁の発停スイッチ操作に当たる者の4人で行っていたが、本事故当時、他の甲板員2人が遅れて作業に加わることになっていたため、船長と甲板員Aの2人で開始した。</p> <p>本船では、ふだん、ロープが漁労用ドラムに絡まった際、発停スイッチ操作に配置された甲板員が、停止側に切り替えて同ドラム及び漁労用ローラの回転が止まった後に、絡まったロープを外していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>船長の死因は、多発骨折による失血死であった。</p> <p>本船は、軍ヶ浦漁港において、本件ドラムを使用してロープの積込み作業中、ロープが本件ドラムに絡まった際、船長が、ロープを巻き込み中の本件ドラムに駆け寄り、両足が本件ドラムとロープとの間に巻き込まれたことから、本件ドラムと共に回転し、死亡に至ったものと考えられる。</p> <p>船長は、両足が本件ドラムとロープとの間に巻き込まれ、本件ドラムと共に回転したのと考えられるが、巻き込まれるに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、軍ヶ浦漁港において、本件ドラムを使用してロープの積込み作業中、ロープが本件ドラムに絡まった際、船長が、ロープを巻き込み中の本件ドラムに駆け寄り、両足が本件ドラムとロープとの間に巻き込まれたため、本件ドラムと共に回転したことにより発生したものと考えられる。</p>

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 回転中の漁労用ドラムにロープが絡んだ場合は、同ドラムを停止してからロープを外すこと。</li><li>・ ロープの積込み作業を行う場合は、安全に作業を行うことができる要員を配置して行うこと。</li></ul>
-----------	---

付図1 事故発生経過概略図

